

千葉市ホームページ利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市がインターネットのホームページを活用し、市政情報及び行政サービスを提供することにより、便利で開かれた電子市役所の実現に資することを目的として、千葉市におけるホームページの利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンテンツ 千葉市がホームページで提供する情報及びサービスをいう。
- (2) 市政情報提供システム コンテンツを提供するための情報システムであって、市民局市民自治推進部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が管理するものをいう。
- (3) 千葉市ホームページ 千葉市が管理するホームページのうち、市政情報提供システムにより提供されるものをいう。
- (4) 事業用ホームページ 千葉市が管理するホームページのうち、千葉市ホームページ以外のものをいう。
- (5) 局区等 千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）第1条に定める局、区役所、消防局、水道局、会計室、教育委員会事務局及び教育機関、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局をいう。
- (6) 課等 千葉市事務分掌規則（平成4年千葉市規則第2号）第1条に定める課及び室（課に置かれる室を除く。）、千葉市事業所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第3号）別表第1に定める第一類の事業所（課を置くものにあっては課）及び第二類の事業所、区役所に置かれる課及び市民センター、保健所に置かれる課、児童相談所、消防局に置かれる課及び消防学校、消防署に置かれる課、水道局、会計室、教育委員会事務局に置かれる課、第1類の教育機関（課を置くものにあっては課）、第2類の教育機関、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局に置かれる課、農業委員会事務局並びに議会事務局に置かれる課をいう。

(ホームページ主管者)

第3条 ホームページに関する次に掲げる事項を処理させるため、ホームページ主管者（以下「主管者」という。）を置き、広報広聴課の長をもって充てる。

- (1) 千葉市ホームページの管理に係る総括に関すること。
- (2) 事業用ホームページとの調整に関すること。
- (3) コンテンツの作成に関する指導及び助言に関すること。

- (4) 市民との電子情報の交換における調整に関すること。
- (5) その他、ホームページの運用に係る調整に関すること。

(ホームページ管理者)

第4条 局区等のホームページを管理させるため、ホームページ管理者（以下「管理者」という。）を置き、当該局区等の電子情報処理の推進及び広報関係事務を担当する課等の長をもって充てる。

(ホームページ責任者)

第5条 ホームページの充実を図り、コンテンツを適正に管理させるため、課等にホームページ責任者（以下「責任者」という。）を置き、当該課等の長をもって充てる。

- 2 責任者が処理する事項は、次のとおりとする。
 - (1) コンテンツの掲載、修正及び削除に関すること。
 - (2) ホームページの動作確認に関すること。
 - (3) 市民からの質問、要望等への対応に関すること。

(コンテンツの掲載基準)

第6条 コンテンツを掲載するにあたっては、市政情報の電子的提供に関する指針（平成14年10月29日千葉市IT推進本部決定）、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）及び千葉市電子情報処理規程（平成14年千葉市規程第10号）の規定を遵守しなければならない。

- 2 ホームページのトップページには、千葉市の公式なホームページであることを示すため、千葉市章を表示しなければならない。
- 3 千葉市章の仕様については、千葉市市章使用基準の定めるところによるものとする。

(ホームページの安全管理)

第7条 ホームページのセキュリティ対策は、千葉市情報セキュリティポリシー（平成14年10月29日千葉市IT推進本部決定）に基づき行うものとする。

(千葉市ホームページの設置)

- 第8条 主管者は、便利で利用しやすい全府統一的なコンテンツの提供を行うため、市政情報提供システムにおいて、千葉市ホームページを運用するものとする。
- 2 局区等は、コンテンツを提供しようとするときは、千葉市ホームページを利用するものとする。

(事業用ホームページの設置)

第9条 局区等は、前条第2項の規定にかかわらず、正当な理由があると認められるとき

は、事業用ホームページを設置することができる。

- 2 局区等は、事業用ホームページを設置し、又は大規模な変更を行う場合は、主管者にその旨を届け出なくてはならない。
- 3 局区等は、事業用ホームページの設置に際し、次の事項について規定を定めなければならない。
 - (1) 設置の目的に関すること。
 - (2) 運用管理の体制に関すること。
 - (3) セキュリティ対策に関すること。
 - (4) 利用の調整に関すること。
 - (5) 運用状況の主管者への報告に関すること。
- 4 主管者は、事業用ホームページを適正に運用するため、管理者に対し、指導及び助言を行うことができる。
- 5 千葉市ホームページと事業用ホームページとは相互にリンクする機能を持たせるものとする。この場合において、事業用ホームページのトップページには千葉市ホームページにリンクする機能を持たせなくてはならない。

(サブドメイン名の使用)

- 第10条 事業用ホームページを設置する場合は、原則として千葉市ホームページのドメイン名（www.city.chiba.jp）のサブドメイン名を使用するものとする。
- 2 サブドメイン名の割当については、別紙「サブドメイン名交付要領」による。

(コンテンツの所在案内等)

- 第11条 主管者は、ホームページに掲載されたコンテンツについて、その所在案内を行うものとする。
- 2 管理者は、コンテンツの所在案内の実施に関し、事業用ホームページに関する情報の提供など必要な協力を主管者に対して行うものとする。

(運用状況の公表)

- 第12条 主管者は、ホームページの運用状況について集計し、公表するものとする。

(規定についての留保)

- 第13条 局区等は、止むを得ない理由により、この要綱の規定と異なる運用を行う場合は、主管者の承認を得なければならない。

(委任)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、千葉市におけるホームページの設置及び運用に

関して、必要な事項は、主管者が定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。